

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

香川県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

四国の東北部に位置する本県は、南に連なる阿讃山脈から半月形に緩やかに傾斜した讃岐平野が広がっており、北側の瀬戸内海には大小110余りの島々が点在している。

本県の都市・平地農業地帯は讃岐平野に位置し、日照時間が長く温暖であるという恵まれた自然条件を最大限に生かし、土地利用性の高い農業を展開し、消費者ニーズに対応した新鮮で質の高い農産物を県内外に安定供給することに視点を置いた計画的な農業上の土地利用を推進している。

また、中間農業地帯は、河川の上流部や瀬戸内海の島しょ部などに位置しており、農業生産活動が行われることにより、土砂崩壊の防止をはじめとする県土の保全や自然環境の保全、水資源の涵養などの多面的な機能が発揮されるなど、公益的な機能も果たしている。そこでこうした多面的機能が十分に発揮できるよう、気象条件や立地条件などの地域の特性を生かした農業生産活動の維持増進を図るとともに、傾斜地などにある農地の耕作放棄の発生を防止することに視点を置いた計画的な農業上の土地利用を推進することが必要である。

さらに、化学肥料及び農薬を低減した農産物に対する県民のニーズ、関心が高まっていることから、堆肥などを活用した土づくりとともに化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産方式を普及させることが必要である。

香川県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う農村の集落機能の低下により、農地・農業用水等の保全管理が困難となっている状況及び農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「香川県農業・農村基本計画（平成23年10月策定）」において、農地の荒廃防止や農業用施設などの保全・管理対策、環境に配慮した農業生産方式の普及を促進し、地域住民との協働による多面的機能の維持に取り組むこととしている。

このような中、これまで農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を重要な施策として位置付け、農地・農業用水等の地域資源の保全管理と農村環境の保全のための活動等に対し支援を行ってきたが、今後さらに、農業・農村が有する多面的機能の保全や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組の強化が重要となっている。

2 目標

本県では、地域の協働活動などによって支えられている農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、法第3条第3項第1号に掲げる事業（以下「1号事業」という。）により、地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援し、多面的機能の発揮の促進を図る。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、中山間地域等の耕作放棄地の発生を未然に防止し、多面的機能を維持するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業（以下「2号事業」という。）により、農業生産活動の継続的な実施を支援し、多面的機能の発揮の促進を図る。

更に、環境保全型農業については、エコファーマー制度等の推進を図るとともに、環境にやさしい農業に取り組むため、法第3条第3項第3号に掲げる事業（以下「3号事業」という。）により自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を支援し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限り指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図又は地番によりその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上又は地番によりその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町が必要と認める事項

市町の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

県内における本法に基づく施策が、計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価等を行うための第三者委員会を設置する。

2 県内における推進体制の整備

- (1) 1号事業においては、県、市町、土地改良事業団体連合会、農業団体等により構成する地域協議会を設置し、県内統一での事業実施のため、1号事業の指導・推進等の事務支援を行うこととする。
- (2) 2号事業においては、県、市町等と連携して、定期的な会議の開催や情報の共有を図る体制を整備することにより事業の推進を図ることとし、1号事業の推進体制として設置する地域協議会を活用することができるものとする。
- (3) 3号事業においては、県、市町、農業団体等と連携して、定期的な会議の開催や情報の共有を図る体制を整備することにより事業の推進を図ることとし、1号事業の推進体制として設置する地域協議会を活用することができるものとする。

3 関係機関における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、県、市町、地域協議会、農業団体等だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者が連携して情報共有や協議を行い、その連携に努めることとする。